

# 「東京都がん対策推進計画を推進するための東京都の主な取組」 現状及び到達目標一覧

## 全体目標 がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の20%減少

	計画策定時 <sup>※</sup>	平成19年 <sup>※</sup>	現状 <sup>※</sup>	目標(平成27年度)
75歳未満全がん年齢調整死亡率	93.9	88.9	<b>85.4</b>	75.1

※「人口動態統計」(平成17・19・22年)

## 【たばこによる健康影響の防止】

		計画策定時 <sup>※</sup>	平成19年 <sup>※</sup>	現状 <sup>※</sup>	目標(平成24年度)
喫煙率	男性	42.0%	36.7%	<b>30.3%</b>	下げる
	女性	16.0%	14.9%	<b>11.4%</b>	

※「国民生活基礎調査」(厚生労働省)(平成16・19・21年)

## 【がん検診の受診率と質の向上】

		計画策定時		平成19年度		現状(平成22年度)		目標(平成24年度)
		都民全体 <sup>※1</sup>	区市町村 <sup>※4</sup>	都民全体 <sup>※2</sup>	区市町村 <sup>※4</sup>	都民全体 <sup>※3</sup>	区市町村 <sup>※4</sup>	
検診受診率	胃がん	29.9%	4.9%	35.6%	5.3%	36.7%	<b>4.9%</b>	50%
	肺がん	20.3%	6.0%	39.6%	7.4%	35.1%	<b>6.4%</b>	50%
	大腸がん	24.9%	13.7%	35.7%	16.8%	37.2%	<b>15.0%</b>	50%
	子宮がん	23.5%	10.7%	34.8%	12.8%	35.9%	<b>17.3%</b>	50%
	乳がん	22.8%	8.6%	30.9%	9.1%	32.8%	<b>15.8%</b>	50%

※1 「東京都福祉保健基礎調査 都民の生活実態と意識」(東京都)(平成18年)

※2 「東京都 がん検診実態調査報告書」(東京都福祉保健局)

※3 「健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査(速報値)」(東京都福祉保健局)(平成22年度)

※4 「地域保健・老人保健(健康増進)事業報告」(厚生労働省)(平成17・19・21年度)

## 【がん医療の均てん化】

		計画策定時	「都の主な取組」策定時	現状	目標(平成24年度)
緩和ケア研修を行う指導医師数	研修会企画責任者	—	65名 (平成21年7月24日現在)	169名 (全病院で1名以上配置) (平成24年8月1日現在)	全ての拠点病院及び認定病院に1名以上
	研修会協力者(精神腫瘍学)	—	24名 (平成21年7月24日現在)	73名 (23病院で1名以上配置) (平成24年8月1日現在)	
指針に基づく研修会の修了医師数		—	283名 (平成21年6月30日現在)	3,461名 (平成24年8月1日現在)	3,800名
在宅療養支援診療所(※1)		1,053ヶ所	1,251ヶ所 (平成21年6月1日現在)	1,420ヶ所 (平成24年4月1日現在)	増やす
我が国に多い5つのがんに係る地域連携クリティカルパス整備状況		未整備	拠点病院及び認定病院において検討中	・「東京都医療連携手帳」の改訂及び改訂版利用開始 (平成24年6月) ・運用手順書の策定 (平成24年8月)	全都共通の地域連携クリティカルパスを整備
がん対策情報センターによる研修を修了した相談員(※2)		—	17名 (平成21年7月24日現在)	86名 (25施設で2名以上配置) (平成24年8月1日現在)	全ての拠点病院及び認定病院に2名以上

(※1)平成24年の施設数については、施設基準Ⅱ、Ⅲの合計

(※2)国立がん研究センターがん対策情報センターが主催する相談員基礎研修(1)～(3)の修了者

## 平成 24 年度 たばこによる健康影響の防止対策の概要

## 喫煙の健康影響についての普及啓発

- ◆喫煙の健康影響についての普及啓発・情報提供
  - ◇パネル展の実施、ホームページでの情報提供
- ◆未成年者喫煙防止のための情報提供・技術支援
  - ◇中学生向けリーフレットの配布【継】
  - ◇未成年者喫煙防止ポスターコンクールの実施【継】

## 禁煙希望者への支援

- ◆都民・区市町村への情報提供
  - ◇ニコチン依存症治療保険適用医療機関の情報提供（ホームページに掲載）
  - ◇禁煙支援マニュアルの配布
  - ◇禁煙希望者向けリーフレットの作成・配布【新】

## 受動喫煙の健康影響についての普及啓発

- ◆都民への普及啓発・情報提供
  - ◇リーフレットの配布
  - ◇ポスターの公共機関等への掲示【継】
- ◆施設管理者や事業者への普及啓発・情報提供
  - ◇飲食店向けリーフレット及び店頭表示ステッカーの改訂・配布【新】
  - ◇施設管理者、企業の安全衛生担当者、区市町村職員等に対する研修会の実施【継】
  - ◇職場向け普及啓発冊子の配布【継】

## 区市町村への支援

- ◆区市町村の独自の取組への支援
  - ◇医療保健政策区市町村包括補助事業【継】

## 平成 24 年度 がん予防対策の概要

## がん検診受診促進事業

## ◆がん検診受診キャンペーン

- ◇大腸がん【継】 ウォーキングイベントの開催
- ◇乳がん【継】 ピンクリボン運動の実施
- ◇子宮がん【継】 フリーペーパーを活用した普及啓発
- ◇5がん【新】 映像作品、講演会、ラジオを活用した普及啓発

## ◆がん検診受診率向上事業【継】

区市町村が実施するがん検診について、区市町村と連携して受診勧奨の取り組みの効果検証を行いながら、都における受診率向上策を検討する。

## ◆区市町村の受診率向上に関する取組への支援【継】

医療保健政策区市町村包括補助事業（地域の実情に応じた事業促進のための区市町村への補助）  
 <先駆的事业>補助率 10/10      <選択事業>補助率 1/2

## 検診実施体制の整備

## ◆がん検診精度向上支援事業

- ◇がん検診精度管理評価事業【継】
- ◇検診受託機関講習会【継】
- ◇精度管理向上のための手引き作成【新】

## ◆マンモグラフィ読影医師等養成研修【継】

読影医師及び技師研修：各2回

## ◆東京都がん検診推進サポーター事業【継】

がん検診に積極的に取り組む企業を「東京都がん検診推進サポーター」として認定、  
 企業が取組む受診率向上のための普及啓発を支援

## 地域がん登録

## ◆地域がん登録事業の推進に向けた取組【継】

- ◇地域がん登録室の設置（都立駒込病院内に設置）（平成 24 年 4 月）
- ◇医療機関への研修会（平成 24 年 6 月）
- ◇地域がん登録の開始（平成 24 年 7 月）

## その他

## ◆子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業【継】

ワクチン接種事業を実施する区市町村に対し、経費を補助

## 平成24年度 がん医療対策の概要

## 高度ながん医療の総合的な展開

## ◆がん診療連携拠点病院機能強化事業・東京都認定がん診療病院機能強化事業【拡充】

質の高いがん医療の提供と地域のがん医療水準の向上を図る拠点である拠点病院及び認定病院の規模拡大等により、がん診療連携体制の強化を図る。

## ＜拠点病院・認定病院の役割＞

高度ながん医療、緩和ケアの提供、がん医療従事者に対する研修、相談支援センターの設置、院内がん登録の実施 など

拠点病院、認定病院を中心に、安心・適切ながん医療を提供

	< 21年度 >	< 22年度 >	< 23年度 >	< 24年度 >
◇拠点病院	14か所	16か所	20か所	24か所
◇認定病院	10か所	16か所	14か所	10か所
		(目標達成)		

## ◆東京都がん診療連携協力病院の認定【新】

拠点・認定病院以外でがんの集学的治療等に積極的に取り組んでいる医療機関について、肺がん、胃がん、大腸がん、肝がん、乳がん及び前立腺がんの6つの部位ごとに、「東京都がん診療連携協力病院(協力病院)」として、平成24年4月1日付で15病院を認定し、一層のがん診療連携体制の強化を図る。

## ◆地域連携の充実

## \*「東京都医療連携手帳」によるがん診療連携体制の充実

・都内共通の5大がんと前立腺がんの地域連携クリティカルパス「東京都医療連携手帳」の整備により、切れ目のないがん医療の提供及び患者の療養生活の質の向上を図る。

## がん登録の推進

## ◆院内がん登録室の運営【継】

院内がん登録の充実を図るため、都立駒込病院に「院内がん登録室」を設置し、データ収集から医療機関の支援までを行う。

## ◆地域がん登録【継】(再掲)

総合的ながん対策の実施に向け、がんに関する正確な情報把握を行うため、地域がん登録を実施する。

## 緩和ケア／相談支援の充実

## ◆「緩和ケア医師研修」の拡充・検討【継】

医師緩和ケア研修修了者の更なる拡充を目指して研修会の実施について検討を進める。

## ◆休日夜間がん相談支援事業【継】

拠点病院(2か所)の相談支援センターにおいて、休日・夜間相談を実施する。

## ◆緩和ケア推進事業【新】

地域拠点病院が中心となり、地域の医療機関や関係団体等の協力を得て、緩和ケア連携推進会議(仮)を設置し、二次保険医療圏内における研修会の企画・実施や医療従事者に対する相談支援、地域連携に向けた取組等を行うことにより、地域における緩和ケアの水準向上及び切れ目のない緩和ケアを提供できる体制整備を図る。

